

第3章

プランの内容

- 基本目標Ⅰ** あらゆる分野への
男女共同参画の促進
- 基本目標Ⅱ** 人権の尊重と
男女共同参画の意識づくり
- 基本目標Ⅲ** ワーク・ライフ・バランスの
実現に向けた環境づくり
- 基本目標Ⅳ** 生涯を通じた健康で
安定した生活の確保

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の促進

男女共同参画に関する国内外の主な動き

平成 21(2009)年の国連開発計画(UNDP)¹⁰発表による人間開発指数(HDI)²⁸(日本 0.960、182 か国中 10 位)とジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)¹²(日本 0.567、109 か国中 57 位)及び世界経済フォーラム¹⁸が発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)¹³(日本 0.645、134 か国中 101 位)を見ると、我が国は人間開発の達成度では実績を上げていますが、男女の格差が大きく、女性が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会が不十分であることがうかがえます。

我が国の国会議員に占める女性の割合は、衆議院、参議院ともに増加傾向にあり、平成 22(2010)年 5 月現在、衆議院 11.3%(54 名)、参議院 17.4%(42 名)となっており、女性の政治の場での参画が進んでいます。

また、国家公務員採用者(事務系区分)及び国の審議会等における女性の割合は、平成 21 年度に 30.6%、33.2%といずれも 30%を越え、女性職員、女性委員の割合は着実に増加していますが、国の専門委員等に占める女性の割合は、16.5%にとどまっています。

一方、地方における女性議員の割合は、平成 21(2009)年 12 月現在、特別区議会の 24.8%が最も高く、市議会全体で 12.4%、町村議会は 8.1%など、都市部で高く郡部で低い傾向にあります。

また、地方公務員管理職に占める女性の割合は、都道府県 5.7%、政令指定都市 8.6%、市区 9.4%、町村 8.9%となっており、審議会等における女性委員の割合は、都道府県 33.1%、政令指定都市 31.9%、市区で 26.7%、町村で 23.2%となっています。

地域産業、とりわけ農林水産業においても、女性は重要な担い手として大きく貢献していますが、農業委員会や農業協同組合、漁業協同組合などにおいて政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に増加しているものの、その比率はまだ低い状況にあります。

さらに、国際的視野で取り組む男女共同参画についてみると、国際会議への政府代表団への女性メンバーの参加や女子差別撤廃条約¹⁶に基づき設置された国連の女子差別撤廃委員会などの国際機関への日本人女性の参画も進んでいます。

国連を含む国際機関における日本人の女性職員数(専門職以上)は、昭和 50(1975)年の 19 人から平成 21(2009)年には 447 人と大幅に増加しています。

¹⁰国連開発計画(UNDP):世界の開発とそれに対する援助のための国連総会の補助機関のこと。開発途上国の経済、社会的発展のためにプロジェクト策定等を行っている。

²⁸人間開発指数(HDI):国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿を全うできる健康的な生活」、「教育」及び「人間らしい生活」という人間開発の 3 つの側面を測定したもの。平均寿命、教育水準、調整済み一人当たり国内総生産を用いて算出。

¹²ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM):国連開発計画(UNDP)による指数で、女性が政治及び経済活動に参画し、意思決定に参画できるか測るもの。国会議員、専門職・技術職、管理職に占める女性割合、男女の推定所得を用いて算出。

¹⁸世界経済フォーラム:スイスのジュネーブに本部を置く非営利財団。知識人、ジャーナリスト、トップ経営者、国際的な政治指導者が一堂に会し、健康や環境等世界が直面する重大な問題について議論する場となっている。

¹³ジェンダー・ギャップ指数(GGI):世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済・教育・政治・保健分野のデータから算出し、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味している。

¹⁶女子差別撤廃条約:女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約のこと。締結国に対し、政治的・公的・経済的・社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。昭和 54(1979)年国連総会で採択、昭和 56(1981)年発効。日本は昭和 60(1985)年に締結。

＜基本目標＞ I あらゆる分野への男女共同参画の促進

【基本方針】 I -1 政策・方針決定への女性の参画促進

現状と課題

○市政、審議会等への女性の参画促進

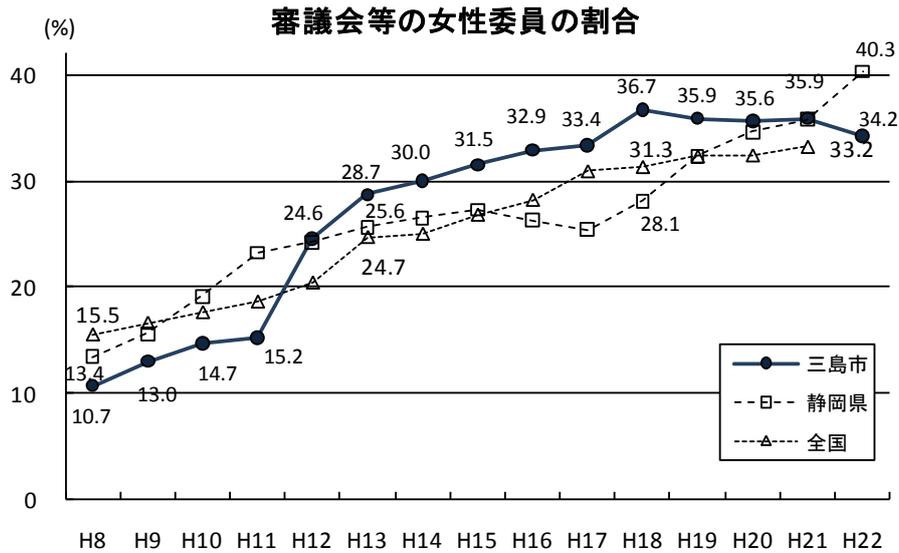
- ・ 少子高齢社会を迎え、社会・経済システムの転換が求められている今、調和のとれた住みよいまちづくりを推進するためには、男女を問わずすべての市民が市政に関心を持ち、政策や施策の方針決定過程へ参画することが必要です。
- ・ 本市では、法律、条例、規則や要綱により設置されている審議会等への女性登用率は H14 年 3 月の 30.0%から着実に上昇し、H18 年 4 月には 36.7%と、県内で 1 位となりましたが、H18 年以降は女性登用が進まず、H22 年 4 月には 34.2%と登用率は下降しています(県内 23 市平均 26.4%)。
- ・ 女性委員の登用が少ない分野では、人材の発掘・育成が課題となっています。

○市女性職員の登用推進

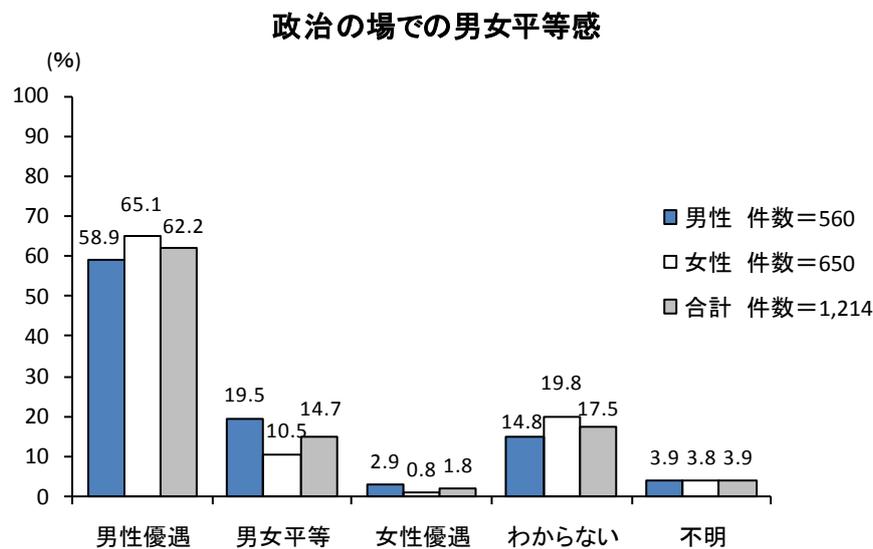
- ・ 本市の役付き職員(係長級以上)における女性の割合は、着実に上昇し、H22 年 4 月 1 日現在で 25.6%であり、県内 23 市の平均 21.8%を上回っています。※係長級以上の役付き職員の年齢は 40 歳から 60 歳であり、その年齢における女性の割合は 29%です。
- ・ 消防士への女性の採用(平成 18 年に 2 人を採用)や保育士への男性の採用(平成 5 年に初採用後、H22 年 4 月 1 日現在合計 7 人採用)など、性別にとらわれず個人の適性と能力に応じた採用をしています。

○事業所・各種団体における女性の登用促進

- ・ 事業所における管理職(係長職以上)への女性登用は「平成 19 年度三島市男女共同参画企業実態アンケート調査」(以下、平成 19 年度企業アンケート調査)によると、6.1%であり、県内 23 市の平均 9.1%を下回っているため、事業主への理解を深めるための啓発が課題となっています。
- ・ 本市では、平成 14 年度には自治(町内)会長に登用された女性は 0 人でしたが、平成 15 年以降は徐々に増え、平成 22 年度には女性が 7 人(全 143 人)で 4.9%となり、県内 23 市の平均 1.0%を上回りました。また、本市の PTA会長の女性割合は平成 22 年度では小中学校ともに 0%であり、県内 23 市の平均 5.1%(小中学校ともに)を下回っています。
- ・ 地域活動には、実質的に女性が活動を担いながらも、会長などの役職には男性が就くことが多く、組織の構造上に性別の偏りが見られるため、社会通念、慣習などに存在する固定的性別役割分担意識の解消を図りながら、リーダーとして活躍できる女性の人材を育成することが課題です。



資料出所: 政策企画課



資料出所: 平成 21 年度市民意識調査

目標 (指標)

指標 No.	指標名	現状値 (H21)	目標値 (前期 H27)	目標値 (後期 H32)	指標の説明
1	市の審議会等の女性委員の割合 (%)	34.2 (H22)	40	40	市が設置する審議会、委員会等の女性登用率
2	女性の人材リストへの掲載人数 (人)	167	200	220	女性の人材リストへの掲載人数

施策の方向

(1) 市政、審議会等への女性の参画促進

男女の意見が同等に反映された政策立案に向け、女性登用を図ることの意義や効果についての理解を広め、幅広い分野からの多様な人材の発掘や審議会等の委員選出方法の基準の見直しに努めます。また、女性が積極的に政策や方針決定過程へ参画できる場を提供することにより、政策・方針決定への女性の登用を促進します。

施策No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	市の審議会等への女性の登用推進	「附属機関等の設置及び運営指針」を各課へ周知し、委員名簿管理システムの活用により、各課が女性の人材情報・登用状況を共有できるように努め、市が設置する審議会等への女性登用を推進します。また、登用状況を市ホームページ等に公表することにより、女性の参画促進を図ります。	女性登用率引き上げ	関係課 政策企画課 行政課
			女性の登用状況調査と公表	政策企画課
2	人材選出方法の基準の見直し	団体推薦による委員選出の場合は、団体に対し、団体の長に限らず広い視野からの女性を含む適任者の推挙を働きかけることにより、女性の参画を促進します。また、公募制や審議会等の分野によっては、クォータ制 ⁷ の導入等を検討します。	人材選出方法の基準の見直し	関係課 行政課 政策企画課
3	人材の発掘と活用	公募や調査により様々な分野で活躍する地域の女性人材を把握し、人材リストとして各課へ情報を提供することにより、市政への女性の参画を促進します。また、地域社会での人材活用の環境づくりを支援します。	人材データベース作成	政策企画課
4	政策決定過程への女性の参画促進	女性対象の座談会開催や市政座談会への女性参加の促進により、両性のバランスの取れた意見を市政へ反映します。	女性と市長のいきいきトーク 市政座談会への女性の参加促進	市民相談室

⁷クォータ制:政策決定の場の男女の比率に偏りがないように男女の人数を制度として割り当てること。

(2) 市女性職員の登用推進

少子高齢社会を迎えて、労働力不足や労働者の質の低下が懸念されるとともに、多様な人材の活用による職場の活性化や柔軟性の強化が必要となっています。よって、女性のより一層の活用が重要であることから、市女性職員の職域拡大や能力に応じ女性の管理・監督職への登用を積極的に推進するとともに、意識改革や能力開発のための研修及び自己啓発の機会を充実します。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	女性職員の管理・監督職への登用推進	人事評価制度の活用や自己申告制の導入等により、能力や責任感に応じ女性の管理・監督職への登用を積極的に推進します。	女性職員の管理・監督職への登用推進 マネジメント研修	人事課
2	個人の適性・能力に応じた職場配置の推進と職域拡大	性別にとらわれない個人の適性と能力に応じた職場配置や各課内の事務分担を行うことにより、女性職員の職域拡大に努めます。また、課の枠を越えて組織される庁内プロジェクト等への参加により、女性職員の意識改革や能力向上を図ります。	女性職員の幅広い分野への配置 庁内プロジェクト等への女性職員の参画推進☆ 性別にとらわれない職務分担の見直し☆	人事課 全課
3	女性職員のエンパワーメント ⁴ のための研修機会の充実	意識改革や能力開発のための各種研修会の実施や、他機関が開催する研修会等への派遣、自主研修への補助を積極的に推進します。	女性職員のエンパワーメントの推進	人事課
4	男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画に関する職員研修を実施することにより、男性職員・女性職員双方の意識高揚を図り、職場全体で男女共同参画に取り組めるよう推進します。	男女共同参画研修会	人事課 政策企画課

⁴エンパワーメント：個人や集団が能力をつけること。能力の開発と発揮。「女性のエンパワーメント」では女性が政治・経済・社会・家庭などあらゆる分野で、自分で意思決定し、行動できる実力をつけようとするをいう。

(3) 事業所・各種団体における女性の登用促進

性別にとらわれず適材適所の役員の配置を行い、男女双方の視点からの意見を十分に反映し、バランスの取れた事業所や民間・地域団体などの組織づくりをするため、男女の固定的役割分担意識を解消するための啓発活動や、女性のエンパワーメントを支援する体制の整備に努めることにより、組織の方針決定の場への女性の参画を促進します。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	組織の方針決定の場への女性の登用啓発	事業所等における役職への女性の登用や、民間・地域団体などの管理・指導的立場への女性の登用について、出前講座等による啓発を行い、方針決定の場への女性の参画を促進します。	組織の方針決定の場への女性の登用啓発	関係課 地域安全課 商工観光課 政策企画課
2	女性リーダーの育成・支援	人材養成講座等の開催や他機関の開催する研修会等への参加を促進するなどの学習機会の提供により、地域リーダーの育成・支援に努めます。	女性のエンパワーメントを図る各種研修会への参加促進	政策企画課 生涯学習課

[基本方針] I-2 地域社会における男女共同参画の促進

現状と課題

○地域活動への参画促進

- ・ 少子高齢社会を迎え、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等、生活に様々な変化が生じている中で、生活の基盤となっている地域社会の役割はさらに増えています。
- ・ 地域で活発に活動する女性を中心とした団体は、地域を活性化し、多様な年齢層の男女が地域づくりに参画するためのきっかけづくりとなる可能性があるため、情報提供や交流の場の提供などの環境づくりを積極的に推進することが課題となっています。

○市民活動の支援

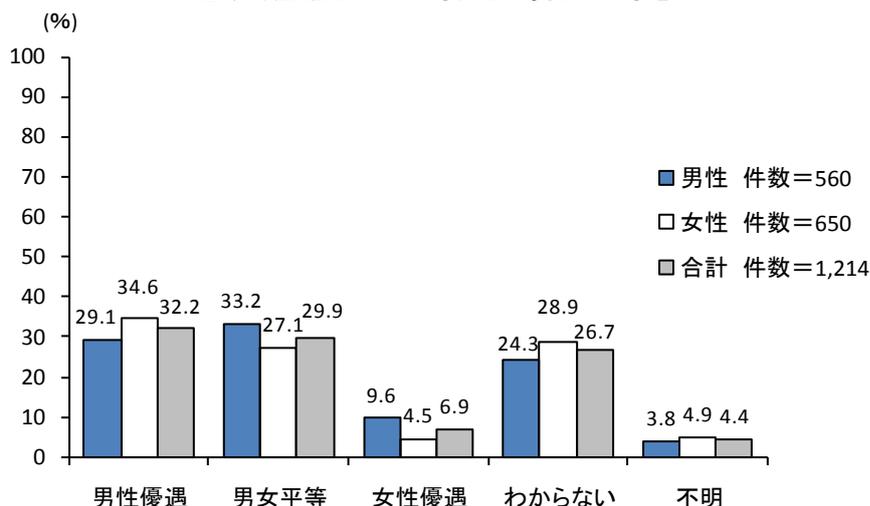
- ・ H22年4月現在で市民活動センターの登録団体は203団体あり、年々増加しています。
- ・ 定年退職等により、職場を離れた男性が長年の経験、知識、技術を生かしていく場として、地域の枠組みにとらわれないNPO³やボランティア活動等の市民活動は重要な意味を持っています。よって、これらの男性の地域社会への参画促進のため、行政が個人と団体や団体間のコーディネーターの役割を担い、個人や団体のニーズに合った情報提供や交流の場などの環境づくりを支援することが必要です。

○防災・防犯・交通安全活動における男女共同参画の推進

- ・ 自主防災リーダー研修に自主防災役員に限らず、広く参加を呼び掛けることにより、女性の参加を促すとともに、女性が積極的に参加できるような訓練として、自治(町内)会ごとに開催する図上訓練を企画した結果、全体の1割程度の女性参加がありました。今後は、発災後の被災女性の支援等に配慮した施策を積極的に進めていく必要性が高まっています。
- ・ 消防団への女性の入団は、平成19年度に8人が入団後、毎年度、入団があり、平成22年7月現在で計14人となりました。主な活動としては、応急手当指導員の資格を取得し、救急講習等の指導にあたるほか、一人暮らし高齢者の防火指導、火災予防等の広報活動等に参加しています。今後は、より一層女性の視点を生かした活動を検討していく必要があります。
- ・ 本市では地域住民による防犯パトロールや交通事故防止活動が活発に行われ、犯罪や交通事故の発生件数も減少傾向にあります。安全で安心して暮らせる社会をつくるためには、市民一人一人の防犯・交通安全意識を高め、男女が共同して地域ぐるみの活動を展開する必要があります。

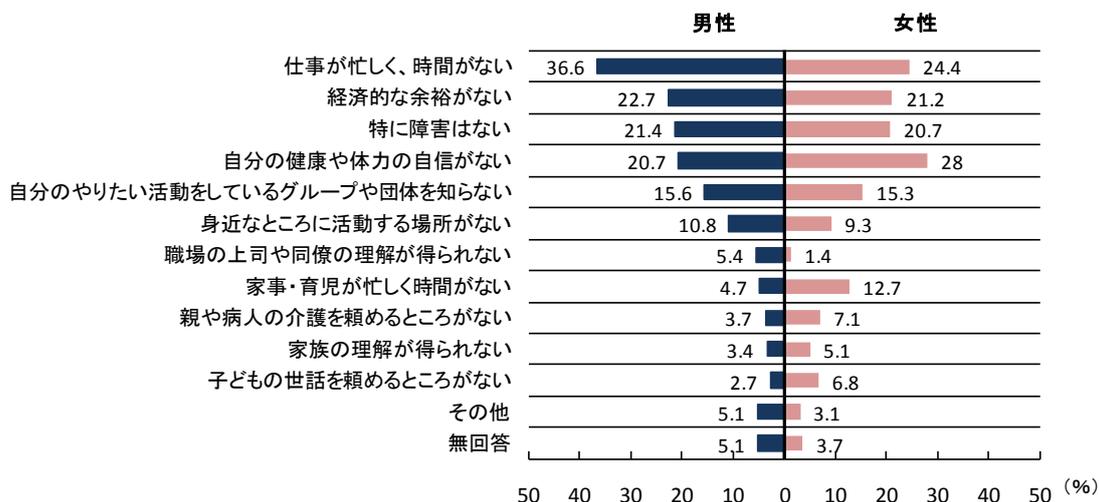
³NPO: 民間の非営利団体のなかで、市民が主体となり公益的な活動を行っている団体。(静岡県の考え方を準用)

地域(自治会・PTA等)での男女平等感



資料出所:「平成 21 年度市民意識調査」

地域活動に参加しようとする際の障害



資料出所:平成 21 年度男女共同参画に関する県民意識調査

目標 (指標)

指標 No.	指標名	現状値 (H21)	目標値 (前期 H27)	目標値 (後期 H32)	指標の説明
3	地域における男女の平等感 「男性優遇」と感じる人の割合 (%)	32.2	27	22	市民意識調査で、地域で「男性が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合

施策の方向

(1) 地域活動への参画促進

地域コミュニティにおいては、従来からの慣習等により、組織の運営上の役割における性別の偏りや活動へ参画する男女の割合における偏りがあります。男女が共に住みよい地域にするためには、男女双方が地域へ関心を持つことにより、地域の問題解決、地域活性化を図っていくことが必要です。そのため、地域活動に男女が共に参画し、対等な立場で活動できるような環境づくりに努めるとともに、活動団体の支援、育成に努めます。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	コミュニティ活動等に男女が共に参画できる環境づくり	男女が共に住みやすい地域づくりを進めるために、自治(町内)会、子ども会、小中学校及び幼稚園のPTA活動などにおける男女の参画の偏りが解消されるよう働きかけを行います。	コミュニティ活動等の支援	地域安全課
			子ども会・PTA活動等の支援	生涯学習課 学校教育課
2	地域の男女共同参画団体・女性団体等の自主活動への支援	男女共同参画の社会形成を目指す団体、女性団体、グループ等への参加を促進し、活動の場や情報を提供することにより、団体の自主活動を支援し、その育成に努めます。	男女共同参画団体の支援	政策企画課 地域安全課
			女性団体等の支援・育成	生涯学習課

(2) 市民活動の支援

住みよい地域づくりや生きがいのある生活の実現のためには、地域の枠を越えて様々な主体が積極的に活動する市民活動団体等による地域活性化が重要となっています。また、テーマ型コミュニティにおいては、男性の参加者が少ない傾向が見られますが、定年退職等により、職場を離れた男性が長年の経験、知識、技術を生かしていく場としても重要な意味を持っています。そのため、ボランティア組織やNPO等の市民活動の支援に努めます。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	ボランティア組織やNPOの活動支援	ボランティア組織やNPOの活動拠点施設である市民活動センターの機能充実を図り、活動支援を行います。また、ボランティア組織やNPOの活動に対する市民の理解を深め、男女が共に活動に参加するために、市ホームページでの情報発信や登録団体へのメール発信に努めるとともに、活動団体の市民ポータルサイトの利用促進を図ります。	市民活動推進事業	地域安全課
2	社会福祉協議会との連携によるボランティア活動の推進	社会福祉事業推進にあたり、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の推進拡大を図るとともに、男女が共に活動に参加するための環境づくりに努めます。	社会福祉協議会との連携によるボランティア活動推進事業	福祉総務課

(3) 防災・防犯・交通安全活動における男女共同参画の推進

災害時に男女がそれぞれどのようなことで苦勞し、どのような対策が必要なのかを明らかにするために、男女双方の視点を取り入れた防災活動を推進します。また、防犯や交通安全など人々の暮らしを守る分野では、男女共同参画の視点に立った活動により、多様な発想や活動の活性化が図られ、新たな発展が生まれることが期待されます。そのため、男女が共同して行う防犯、交通安全活動を推進します。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	男女双方に配慮した避難所の運営管理の推進	被災女性の支援等が行えるように、男女のニーズを把握した上で、男女双方に配慮した避難所の運営管理を推進するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。	男女双方に配慮した避難所の運営管理の推進☆	防災課

2	自主防災組織に対する男女共同参画の啓発	男女が共に参加できるような環境整備を進めるとともに、男女共同参画の視点を取り入れた啓発を行います。特に、女性の視点を防災施策に反映させるために、女性組織を対象とした図上訓練等の研修会を開催します。	男女が共に参加しやすい防災研修の実施 女性団体対象研修会の実施☆	防災課
3	地域の防犯・交通安全活動における男女共同参画の促進	犯罪や交通事故のない、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、男女が共に地域の一員として、地域における防犯・交通安全活動ができるように、活動に参加する意識づくりや活動団体に対する支援による環境整備に努めます。	防犯パトロール活動等の支援 防犯活動団体への支援 交通安全運動の実施 交通安全組織の充実	地域安全課
4	消防団への女性の参加促進	女性専用の設備整備等により受け入れ体制を充実するとともに、女性を対象とした入団説明会の開催により、入団を促進します。また、女性の視点を生かせるような活動内容を検討します。	消防団への女性の参加促進	警防救急課

【基本方針】 I-3 国際的視野で取り組む男女共同参画の促進

現状と課題

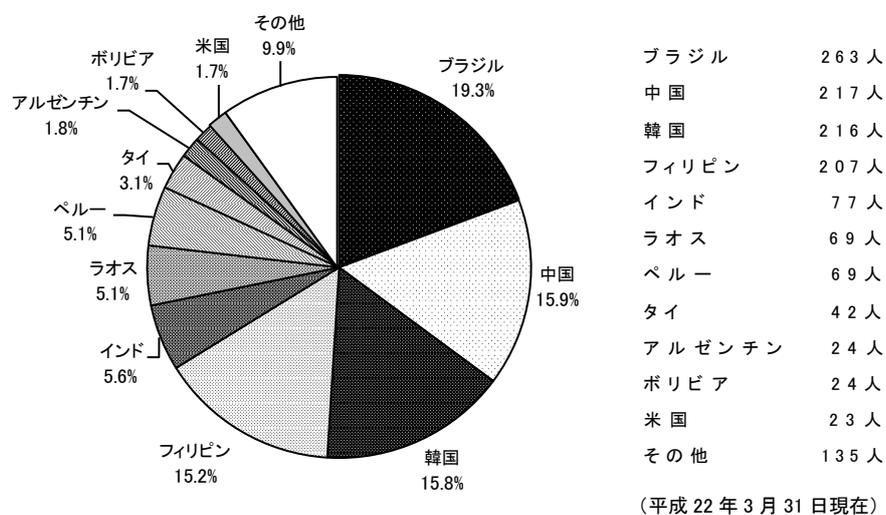
○国際理解を深める機会の充実

- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、世界規模で進められているため、国際社会の動向に対する市民の関心を深め、男女共同参画が世界共通の目標であることの認識を高めるとともに、日本の現状について考える機会を積極的に提供する必要があります。
- ・ 本市では国際交流協会を中心として、行政と市民との協働による積極的な国際交流事業が行われており、姉妹・友好都市との交流事業やスピーチコンテストには女子生徒が積極的に参加し、国際理解を深める貴重な経験をしています。

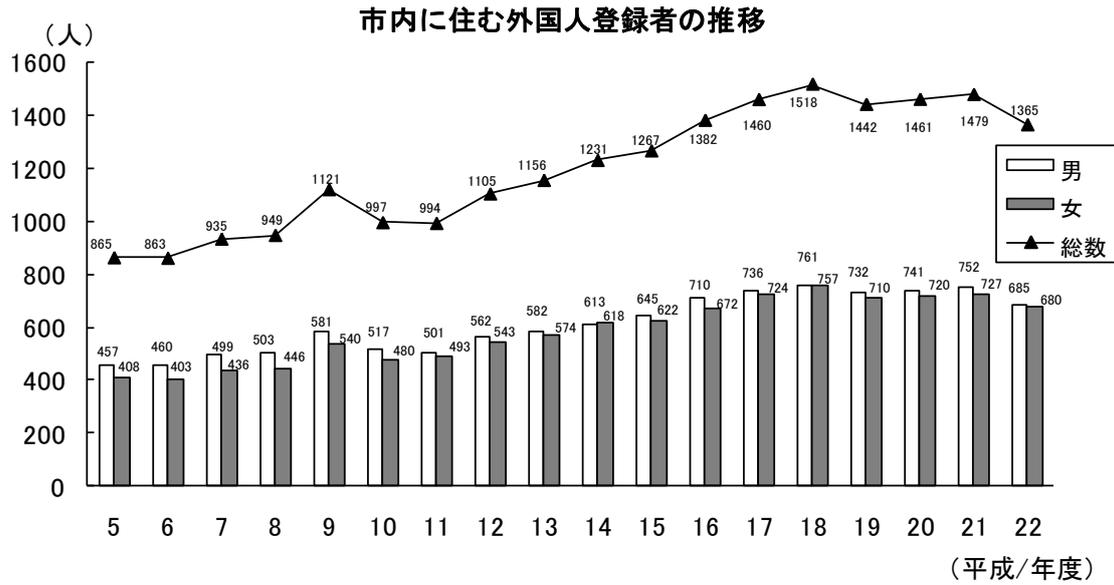
○地域に在住する外国人との共生の促進

- ・ 本市には42カ国、712世帯1,365人(平成22年3月末現在)の外国籍市民が在住しています。性別や年齢、国籍にかかわらず、地域に暮らす全ての人が生きて暮らすことのできる男女共同参画社会の実現のためには、互いの文化や価値観を理解し尊重するという多様性を認める意識を持つことが必要です。そのためには、在住外国籍市民が地域活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、交流機会の提供が重要となっています。
- ・ 言葉や習慣の違いなど様々な生活上の問題を抱えている在住外国籍市民の男女が共に安心して生活し、社会参加していくための情報提供や相談体制を充実する必要があります。

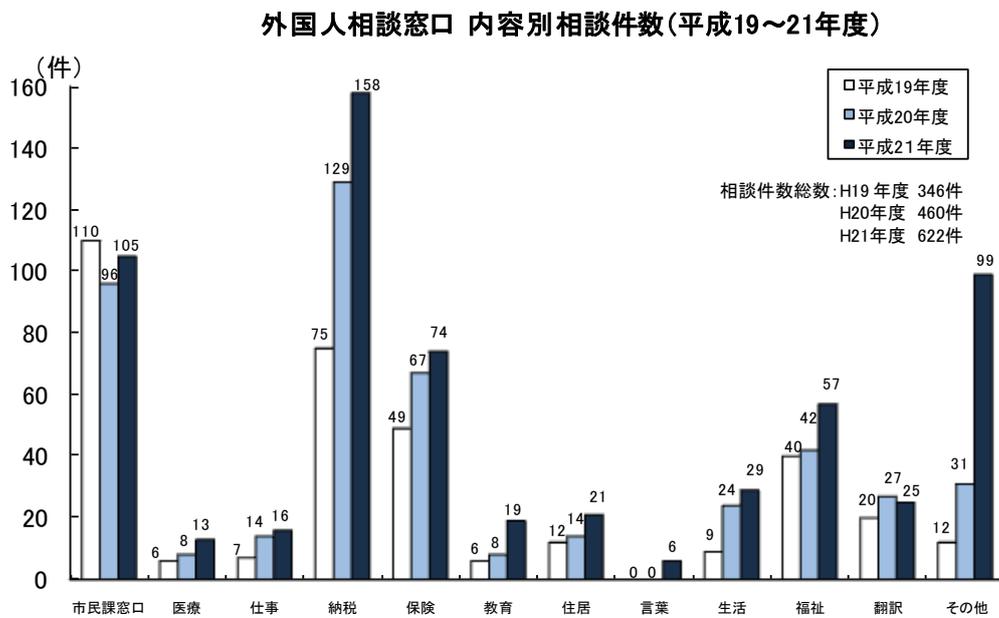
市内に住む外国人登録者の国籍の内訳



資料出所:市民課



資料出所:市民課



資料出所:国際交流室

目標 (指標)

指標 No.	指標名	現状値 (H21)	目標値 (前期 H27)	目標値 (後期 H32)	指標の説明
4	国際交流フェアへの日本人の参加者数(人)	580	680	850	行政と市民が協働で年1回開催する国際交流フェアへの日本人の参加者数

施策の方向

(1) 国際理解を深める機会の充実

あらゆる分野において、国際化・ボーダレス化が進み、本市においても姉妹都市等の多くの諸外国の人々と市民レベルでの活発な草の根交流が行われていますが、女性の社会進出について日本は決して高いレベルにはありません。そのため、国際交流事業を通して、多様な価値観を共有し、異なった文化、習慣をはじめ、他国の男女共同参画に対する理解と認識を深めることにより、日本の男女共同参画の現状について考える機会を提供します。また、国際社会における課題や取り組みについて理解を深め、国際的に協調して男女共同参画を推進していくことは、今後ますます重要となってくるため、国際的な動向・情報の提供に努めます。

施策No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	国際社会の動向や情報の収集・提供	男女共同参画に関連の深い各種の法律・条例や国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範、基準及び取り組みの指針の情報提供を図り、国際理解を深め、日本の男女共同参画の現状について考える機会を提供します。	国際社会の動向や情報の収集・提供☆	政策企画課
2	国際交流協会の支援と人材の育成・活用	行政と市民とが協働して実施する国際交流事業の支援や、地域在住外国籍市民を講師として学校へ派遣するなどの人材の活用により、国際理解を深めるための機会の充実に努め、男女共同参画が進んでいる他国の文化・生活に触れることにより、国際的視野に立った男女共同参画意識を培います。	三島市国際交流協会への支援	国際交流室

(2) 地域に在住する外国人との共生の促進

在住外国籍市民が年々増加する中、地域で国籍・文化・習慣・宗教などの違いを超えて互いの文化や価値観を理解し尊重するという多様性を認める意識を醸成するためには、様々な分野で国際交流を活発化し、相互理解を深める必要があります。そのため、地域での交流機会へ市民の参加を促進します。また、市民と在住外国籍市民の男女が共に住みよい地域にするためには、それぞれの違いを乗り越えた地域での協働が必要であるとともに、在住外国籍市民の男女が共に安心して生活し、社会参加するために、男女それぞれのニーズに対応した情報提供や相談体制を充実します。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	在住外国籍市民への情報提供による支援	在住外国籍市民へ行政ガイドブック(市ホームページに英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語版を掲載)の配布により、市の行政情報や国際交流推進のための情報を提供するほか、5ヶ国語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語)に翻訳した防災マップ・マニュアルを提供し、安心して生活するための支援を行います。	外国人向け行政ガイドブック及び国際交流情報の提供	国際交流室
			外国人向けの防災マニュアル等の配布による災害時の支援・啓発の充実	防災課
2	地域での交流機会への市民の参加促進	市民と在住外国籍市民との相互理解と交流の促進を図るため、地域での交流機会へ市民の参加を促進します。	地域での交流機会への市民の参加促進☆	国際交流室 地域安全課
3	外国人に対する相談体制の充実	在住外国籍市民の増加に応じ、誰もが安心して生活できる環境づくりの整備を図るため、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語による相談窓口の開設等により相談体制の充実に努めます。	英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語の通訳による生活相談	国際交流室

